

議案第104号

大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和8年9月2日 提出

大山町長 竹口 大紀

大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大山町索道事業の設置等に関する条例(平成 17 年大山町条例第 180 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太線で示すように改正する。

改正後				改正前											
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)											
区分	使用料 (単位：円)			区分	料金(単位：円)										
ス キー ー リ フト	1 日 券	中学生以上	7,000	スキー リフト	大人	1日 券	2日 券	5時 間券	シーズ ン券	1回 券	3時 ～9 時券	親子 券			
		小学生以下	5,000												
	2 日 券	中学生以上	12,000			小学 生以 下	6,000	10,500	4,800	67,000 (全日) 43,000 (平日)	700	3,600	8,900		
		小学生以下	8,500												
	シー ズ ン 券	中学生以上	67,000				中 の 原 ス キー セ ン タ ー	全 館 使 用 料 会 議	半 日 (4 時 間 以 内) 4,000 円 全 日 10,000 円 半 日 (4 時 間 以 内) 2,500 円						
		小学生以下	43,000												
		60 歳 以上	50,000												
	3 時 間券	中学生以上	4,500												
		小学生以下	3,500												
	5 時 間券	中学生以上	6,500												
		小学生以下	4,500												
	シーズ ン 時 間 券	20 時間	17,000												
		30 時間	22,000												
	親子券		9,500												
1 回券		800													

大 山 中 の 原 ス キ ー セ ン タ ー	全 館 使 用 料	半 日 (4 時 間 以 内) 4, 000 円 全 日 10, 000 円
	会 議 室 使 用 料 (1 室 に つ き)	半 日 (4 時 間 以 内) 2, 500 円 全 日 5, 000 円

備考 (略)

室 使 用 料 (1 室 に つ き)	全 日 5, 000 円
---------------------------------	--------------

備考 (略)

附 則
この条例は、公布の日から施行する。